



占冠村のごみのことを勉強しようと、中央小学校4年生の皆さんが、たくさんの質問を持って、役場を訪ねてきました。

「ごみは、なんでごみっていうの？」子どもの想像力は豊かです。

- 質問 ごみは1日にどれくらい出るのですか？
家庭や事業所から出るごみの量は、1日平均3,785キログラム（平成22年度）です。
- 質問 一番多いごみはなんですか？どれくらいありますか？
一般ごみが一番多いですよ。1日平均2,825キログラム（平成22年度）です。
- 質問 占冠村にごみステーションはいくつあるのですか？
約200個です。
- 質問 一般ごみはどこに埋め立てるのですか？
下トマムの「一般廃棄物最終処分場」という埋立地に埋め立てています。



左：鈴木隼人さん 右：金森有咲さん



左：長瀬千温さん 右：中本朱音さん

- 質問 ごみの収集車にどれくらいのごみを積めるのですか？
いつも中央を走っている収集車には、一度に5,500キログラムのごみを積むことができます。
- 質問 収集車の通るルートは決まっているのですか？
だいたい道は決まっています。ただ、運転手さんによって走る順序は多少違うかもしれませんね。
- 質問 ごみはなぜ種類ごとに分けるのですか？
捨てればごみになりますが、工夫してリサイクルをしたらごみにはなりませんよね。それなら、捨てるのはもったいないと思いませんか？でも、リサイクルをするには、分けること（分別）が必要なんです。

- 質問 ごみの種類はどのくらいあるのですか？
占冠村では9種類に分けて集めています。
- 質問 服はごみ箱に捨ててもいいですか？
服は一般ごみとして捨ててください。でも、まだ着ることのできる服を捨てるのはもったいないですよ。ほしい人がいれば、あげるなどしてゴミをできるだけ減らしたいですね。
- 質問 占冠村のごみは燃やしているのですか？
たくさんのごみを燃やすと「ダイオキシン」という有害な物質が出てしまいます。法律で出してもいいダイオキシンの量が決められました。占冠村の焼却場はその量を超えてしまったので、使えなくなりました。



中央奥・樋口一夫先生



- 質問 占冠村には、ごみを減らすキャラクターはいるのですか？
残念ですが、キャラクターはいないんですよ。誰か考えてくれるとうれしいですね。



子どものノートを拝借。
「ごみを減らすキャラクター」

産業建設課環境衛生担当
電話56-2173

裁判員制度 ＝まもなく名簿記載通知を発送します＝

◆裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿をもとに、全国の地方裁判所で作成されます。

平成24年分の名簿に登録される人数は、全国で約28万6,000人です（有権者全体に占める割合は、約365人に1人）。

◆裁判員候補者名簿記載通知について

平成24年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に登録されたことのお知らせ（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、来年2月頃から平成25年2月頃までの間に裁判所にお越しいただき裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

裁判所からは、個人へ、裁判員に関して電話をすることはありません。
不審な電話にご注意ください。



◆調査票について

名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

◆辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出ていただくことも、または裁判の当日（選任手続時）に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

お問い合わせ
旭川地方裁判所事務局
電話 0166-51-6074

ご存知ですか？ 「 検 察 審 査 会 」

《 検察審査会ってなに？ 》

選挙権を持っている国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、一般の国民を代表して、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）についての善し悪しを審査することを主な仕事とします。

《 審査はどんなときに開始するか 》

犯罪の被害にあった人や告訴・告発した人が、検察官の不起訴処分に納得できないときは、検察審査会に申し立てをすれば、審査（申立て審査）が開始されます。

また、被害者から申立てがなくても、検察審査会が新聞記事などをきっかけに自ら審査（職権審査）を開始することもあります。

《 審査の結果は 》

検察審査会で審査した結果、更に詳しく捜査すべきである（不起訴不当）とか、起訴すべきである（起訴相当）という議決がなされた場合には、検察官は、この議決を参考に事件の再検討をします。その結果、起訴するのが相当であるとの結論に達したときは、起訴の手続きがとられ、起訴相当が不起訴相当の結論になったときや一定期間に公訴を提起しなかったときは、検察審査会で再審し、改めて起訴すべきと議決された場合には、起訴の手続きがとられます。

お問い合わせ
旭川検察審査会事務局
旭川市花咲町4丁目旭川地方裁判所内
電話 0166-51-6290